

保有個人データの開示等請求手続きについて

(目的)

一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会（以下「本会」という）は、保有個人データについて、本人等からの開示等の請求手続きについて次のとおり対応いたします。

1. 開示等の請求方法

開示等の請求は、本会所定の「保有個人データ開示等請求書」に必要事項を記入のうえ、窓口へ提出してください。（所定の方法で本人確認を行います。）提出は郵送でも受け付けます。

受付窓口：〒379-2154 群馬県前橋市天川大島町1-4-37

一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会

電話 027-243-3388

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

2. 開示等の請求に際して提出していただく書面

(1) 本会所定の保有個人データ開示等請求書面

（開示、利用目的の通知、訂正・追加・削除、利用停止、第三者提供停止）

(2) 本人確認のための書類

本人であることが確認できる書類には、運転免許証のほか、健康保険被保険者証、個人番号カード（マイナンバーカード）表面、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明、年金手帳、印鑑証明書と実印などが該当します。

（郵送の場合は上記いずれか1点をコピーして同封してください。）

(3) 代理人による請求の場合

代理人及び本人について、本人であることが確認できる書類（上記(2)）のほか

法定代理人の場合：戸籍謄本等法定代理人の資格を証明する書類（30日以内に作成されたものに限り。なお、コピーは認められません。）

任意代理人の場合：任意代理人の資格を証明する委任状（30日以内に作成されたものに限り。なお、コピーは認められません。）
および、委任者の印鑑登録証明書（30日以内に作成されたものに限り。なお、コピーは認められません。）

または、委任者の運転免許証等本人に対し一に限り発行
される書類のコピー

(4) 1 請求につき手数料として400円をご請求の時に徴収いたします。

3. 開示等の請求に対する回答方法

開示等の請求に対する回答は、本人へ簡易書留郵便で送付します。

4. 個人データを開示できない場合

次に定める場合は、開示等しません。開示しないことを決定した場合は、その旨、理由を付記して通知します。また、開示しない場合も所定の手数料を徴収します。

- ①所定の請求書に記載されている内容に不備がある場合
- ②請求書に記載されている住所、本人確認のための書類に記載されている住所、本会がお預かりしている住所が一致しないときなど、本人確認ができない場合
- ③代理人による請求について、代理権が確認できない場合
- ④開示請求に伴う手数料の支払いがない場合
- ⑤調査の結果、対象となる個人データを保有していない場合
- ⑥開示の請求をいただいた個人情報保有データに該当しない場合
- ⑦本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれのある場合、本会の業務の適正な運用実施に著しい支障を及ぼす場合、法令に違反することとなる場合